

令和3年度第3回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和3年7月26日(月)午後1時30分～午後2時40分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 5名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 4名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 5名	定数 5名
主要議題	1 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について 2 愛媛県最低賃金に係る意見について 3 愛媛県特定最低賃金の改正の必要性の有無について 4 その他		
議事要旨 本会議は 公開・非公開 1 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安に関する答申内容について、事務局から説明を行った。 2 愛媛県最低賃金に係る意見について 意見陳述者より、以下の意見が発表された。 (1) コロナウイルス感染拡大により、エッセンシャルワーカーとして低賃金・不安定雇用の中で働く割合の多くなった非正規労働者の処遇改善のため、早期に時給1000円の実現、1500円の達成を求めること。 (2) 最低賃金の金額決定を考慮する際に優先すべきことは、憲法等に明記してある「健康で文化的な最低限度の生活」の保障であり、使用者の支払能力は、日本特有のもので考慮する必要性に欠けること。 (3) 人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させるという観点から「全国一律制度」実現を要望し、地域間格差を拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を政府に求めること。 (4) 審議会として、最低賃金上方改定時に必要と考えられる、中小零細企業支援策など、必要な意見表明をしかるべきところに行うよう求めること。 3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について 労使各側のオブザーバーから、以下の意見の陳述が行われた。 (1) 労働者側オブザーバー ・愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金については、改正、引上げの必要性があること。			

・愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金については、改正、引上げの必要性があること。

(2) 使用者側オブザーバー

・愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金については、既にその役割を終えたものであり、改正、引上げの必要性がないこと。

・愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、「改正、引上げの必要性あり」との内容の意見書が提出され、事務局が代読した。

4 その他

今後の審議日程について、事務局から説明を行った。

以上